平成２１年（フ）第１９４４号
広島市安佐北区亀山５丁目45番24―201号高松ハイツ
債務者　道野　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９８号
広島市佐伯区観音台４丁目26番28号
債務者　ＴＭこと　工　　勝治
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５１号
広島市中区光南２丁目23番20号山崎アパート
債務者　長谷川智美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５８号
広島市安佐北区あさひが丘９丁目22番25号
債務者　村田　律子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８９号
広島市東区馬木６丁目1729番地１
債務者　デリ・ピアットこと　廣池　有二
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７号
広島県三次市十日市南７丁目５番16号　101号室
債務者　山中　邦子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第８０３号
大分市敷戸北町17番１Ａ10―402号
債務者　佐々木麻衣子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５５号
北海道小樽市赤岩２丁目10番17号、住民票上の住所北海道小樽市祝津３丁目19番地４
債務者　柴田　弘之
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３１８号
北海道苫小牧市春日町２丁目14番14号メゾンドールかすが105
債務者　石垣　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３３４号
北海道苫小牧市明徳町４丁目６番18―102号
債務者　佐藤　勝博
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３３５号
北海道苫小牧市明徳町４丁目６番18―102号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３３６号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目４番13号ジェーハイツしらかば101
債務者　佐藤　忠彦
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３３７号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目４番13号ジェーハイツしらかば101
債務者　佐藤トシ子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８４９号
盛岡市桜台３丁目11番11号
債務者　栗澤　和子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８５９号
盛岡市青山２丁目10番２―402号
債務者　佐藤美貴子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１８６２号
宮城県塩竈市藤倉３丁目16番34号　サンライフ杉原Ａ棟206号
債務者　高橋　弥子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６７号
仙台市宮城野区福室６丁目19番17―304号
債務者　齋藤　政美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地12号棟407
債務者　中根　稔夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係